

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
青森①	感想を聞かれて、裁判員の一人が「××(JCLU注:非開示部分は「求刑通りでよかった」との発言であるとおもわれる)」と発言したところ、幹事社から守秘義務違反に当たらないか確認があったので、立会いの裁判員調整官は不相当である旨即答した。その後、他の記者が同じ質問について違う形で述べてほしいと質問したところ、当該裁判員は別の回答をした。終了後数社が総務課を訪れ当該発言について裁判所の見解を求めたので、総務課長等が「守秘義務違反の可能性はある」と回答したが、1社がこの発言をそのまま配信したので、これを掲載した各社及び配信社の記者に対して「守秘義務違反に当たる」との見解を伝えた。	2009年9月4日
宇都宮①	「量刑の決め方は挙手か投票か」との質問に対し裁判員1名が××と回答したので、会見後幹事社に対して「評議で意見が分かれたことを示すので守秘義務違反に当たるおそれが高い」と指摘したところ、質問内容、回答、裁判所から指摘があった事実について報道された。後日裁判所から幹事社・副幹事社に対し、次回以降は今回の経緯を裁判員に説明せざるを得ないので記者会見を受ける裁判員が少なくなるかもしれない旨申し入れた。	2009年12月4日
大分①	会見後幹事社を通じて「評議中に××話は出たか」「××は何か」「判決理由中に裁判員の意見が反映されたのはどこか」との質問及びそれに対する回答が、守秘義務違反に当たるか或いは表現によっては違反する可能性があるとの見解を伝えたが、翌日数紙が記事を掲載した。	2010年3月3日
大阪①	記者が「判決に納得しているか否か」の回答を挙手で求めようとしたので、「判決の当否を述べることになる」として制止したところ、当該記者は「判決に納得しているというのは感想である」と反論したが、「記者が判決の当否について意見を求めるのは相当ではない」と回答した。その結果、記者は質問を変えた。	
大阪②	「評議終了後判決まで週末を挟み3日間という期間があったが、日程についてどう思うか」との質問に対して2名が「念のため再度評議をしたほうがいいのかもわからないが本件は××ので問題なかった。」旨発言した。「××」とは、全体の話の流れとしては全員納得した上で結論できたことを表現したと思われるが、言葉が独り歩きすると守秘義務違反と受け止められかねないので留意するよう、会見後に報道機関に伝えた。報道機関も理解を示した。	
大津①	感想を聞かれ「これでよかったのか」と発言した裁判員に「具体的に」と更問があったため、「質問は感想についてか」と指摘。「複数被告人の食い違いは量刑に影響したか」との質問に対しては「被告人の発言の食い違いという趣旨か」と指摘した。「裁判官・検察官・弁護人の分かりやすかった点、分かりにくかった点は」との質問を受けた裁判員が職員に対して「個別に回答してはいけないのか」と質問したので、「感想であれば構わない」と答えた。	2009年10月29日
岡山①	説論に裁判員の意見は反映されたか」との質問に対して、回答が出る前に、答えによっては守秘義務に抵触する可能性がある」と指摘した。裁判員の感想で「××(JCLU注:「妥当」との表現を指しているものと思われる)」との回答が複数回あり、量刑の当否についてではなく、皆で議論して導き出したという趣旨の表現ではあったが、論評事項にあたり違法であると指摘した。	2009年12月4日
鹿児島①	「評議の中で自分の意見が反映されたか」との質問について、回答が評議の内容に触れる虞があると指摘し、幹事社に対して「質問の趣旨は評議の場で自分の意見を十分に延べることができたかということか」確認を求め、そのとおりであるとの回答を得た。	2009年11月26日

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
京都①	「評議で延べた意見は判決に反映されたか」との質問に対し、「自分の意志を貫けなかったことを後悔している」旨発言があり、直ちに守秘義務違反とは思わないが理解の仕方による考え、会見後にクラブに赴き配慮を求めた。	2010年6月11日
釧路①	弁護士から即日控訴があった件についての質問が行われようとしたが、立会い職員が、裁判員に事前に知らせた質問事項に含まれないとして遮ったところ、記者から不満が寄せられた。	2010年3月19日
高知①	高知新聞が裁判所での記者会見と補足の記者会見での裁判員経験者の発言内容を区別せずに掲載した。補足記者会見でなされた守秘義務違反の発言も掲載されている。他紙にはそのような記事は見当たらない。	
神戸①	記者会見終了後「××」との回答(JCLU注:非開示部分は「私の見解は弁護側に近かった」との発言であると思われる)は守秘義務違反と考え指摘した。報道機関からは了解した旨回答あり。	2009年12月3日
神戸②	「評議が長引いたようだが判決に納得しているか」との質問に対して守秘義務違反の回答を導く虞があると指摘したところ、他の記者が質問を修正し、当初質問した記者も了承した。	
さいたま①	共同通信社記者が「弁護士が××を求刑し、判決は××だったが納得しているか」と質問したので地裁総務課長が「判決の可否を問うことは裁判の公正に対する信頼を著しく害する虞がある」と指摘したところ、同記者は質問を取りやめた。	
さいたま②	「××」「××」との回答(JCLU注:非開示部分は執行猶予の適否に関する発言部分と思われる)について判決への賛否ととられる表現があったので留意するよう記者クラブに対して申し入れたが、数社が当該回答を報じた。特に埼玉新聞は発言者の実名が特定できる形で報じた。	2009年10月22日
さいたま③	判決について「××」との回答は量刑について個人の意見を述べたもの、××実験映像の証拠採否に関し「××」との回答は証拠採否につき個人の意見を述べたものであることから、守秘義務違反になる可能性があるため報道に際して留意するよう会見後に記者クラブに申し入れたところ報道は差し控えられたが、裁判所の申し入れについては各社が報じた。	2009年10月5日
札幌①	ある記者の「被告人の判断能力が評議の中で話題になったか」との質問について司会が「評議の中というより量刑に当たって影響があったかという趣旨か。その場合評議の秘密に抵触する虞があるので、個人としてではなく全体でどうだったか答えて」と修正したが、地裁総務課長が「判決要旨に書かれている以外の事柄について回答の可否を裁判員に判断させるのは不相当」と制止した。記者は質問を撤回したが、会見後に総務課長に、質問に問題があったのか確認を求めたので、「評議の過程について回答を求めることになりうるので指摘した」と回答した。	2009年12月3日
静岡①	「裁判員の意見が反映されないところがあった」などの発言が守秘義務違反に当たるか協議したが、裁判所として意見を付さないこととした。	2009年10月29日
静岡②	「××(JCLU注:「懲役17年は相場より重いと聞いた」との発言であると思われる)」との回答が守秘義務違反の虞ありと指摘し、配慮を求め、できれば報道は遠慮するよう要請したが1社が報道した。会見場にスケッチ画家がいたので退席させた。首から下の撮影を許可したが、あごが写った映像があったので幹事社に警告し、今後同じ映像を放映しないよう要求した。	2010年1月15日

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
仙台①	「判決内容に納得しているか」との質問に対し、地裁総務課長が判決についての意見を求める質問であるとして制止した。その後同記者から「これまでは同様の質問ができていた」と発言があったので総務課長から「同趣旨の質問はなかった」と説明した。当該記者はこれまでに実施された記者会見において2度立会い者から制止を受けた記者である。	2009年12月16日
仙台②	「市民感覚は反映されたと思うか」との質問に「裁判官からそういった考えもあるのかといわれた。私たちの考え方も分かって貰えたと思う」と回答があり、更に「それはどういう考え方に関するやり取りか」と質問が出たので総務課長が制止したところ、記者は質問を変更した。 「事件の報道は裁判に影響しなかったか」との質問を総務課長が制止したが、記者が「回答を聞いた上でもよいではないか」と主張した為、総務課長が裁判員経験者に「答えられる方は答えて」と促したところ、守秘義務に抵触する回答はなかった。 補足取材に応じる裁判員経験者がいなかったことから記者と問答になった。	2009年11月6日
仙台③	「先に判決のあった共犯の刑を知っていたか。今回の事件に影響なかったか」との質問に対し、裁判員経験者が「関係なかった」と回答したところ更に「判決に『共犯者が首班であり被告の量刑と差がつくべき』とあることと矛盾しないのか」と質問したので、総務課長が判決について意見を求める質問であるとして制止した。	2009年12月3日
千葉①	1.「裁判員裁判に参加した感想は」との質問に対する「××」との回答は他の裁判員の個人情報に当たる。2.「裁判員の解任があったがどう感じたか」との質問に対する「××」との回答は裁判員の個人情報に当たる。3.「検察官と弁護人の立証でどちらが分かりやすかったか。分かりにくかった部分はないか」との質問に対する「××」との回答は回答全体が評議の秘密に当たる。会見後に以上を説明したところ、翌日、当該発言を引用した上で、裁判所が報道自粛を求めた旨報道された。	2009年12月7日
津①	判決言渡し時に涙ぐんだ理由を聞かれた裁判員が「自分の家庭環境とダブリ、××という刑が重かったのではないかと思った。」と回答し、続いて「××(JCLU注:「判例は参考にしなかった」旨の発言であると思われる)」との発言があったので、会見後に総務課長から当該発言が評議の内容(意見表明)に該当し守秘義務違反の虞がある旨指摘したところ、記者より、守秘義務の範疇に関する確認を求められた。記者は説明に納得していた。	2010年2月4日
東京地裁 立川支部①	1.量刑に関する事項について××(JCLU注:非開示部分は「裁判官と複数の裁判員の間で量刑に関する意見の差があった」旨の発言に関して指摘したという趣旨の記載であると思われる)、2.事実の認定について××、の二点を指摘したところ、記者から「発言内容や事実は変えられない」と発言があったので、裁判所は守秘義務違反の虞があると指摘するだけで、守秘義務違反か否か報道するか否かを決めるのは報道側であると伝えた。	2009年12月11日
富山①	「証拠から判断して有罪を納得した上で量刑評議に入ったのか、有罪を前提として量刑評議に入ったのか」との質問を、守秘義務に反する回答を導くと考えて指摘したが、裁判員経験者は回答をした。会見後、問題視しない旨記者クラブに回答した。	2009年10月29日
長崎①	「本件では××も選択肢の一つだったと思うがその点どう考えるか」「最終判断に当たって何を基準にしたか」「××事案(JCLU注:後日の報道から判断すると強制わいせつ致傷であると思われる)で精神的な負担はあったか」という質問に対する同一裁判員経験者の回答が守秘義務違反になる虞ありと判断し報道自粛を求めたところ、2・3社が発言内容及び裁判所から自粛要請があった旨報道した。	2010年5月13日

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
長崎②	「量刑判断のために重視したのは何か」との質問とこれに対する回答(JCLU注:伏字になっているが「被告人の家族の気持ちを重視した」「構成にどれくらい時間がかかるかを重視した」といった発言か)が守秘義務違反(自己の意見表明)に当たる虞があるので報道を自粛するよう要請したが、3社が報道した。	2010年1月29日
長野①	1.「法定刑では死の可能性もあったが考えたか」という質問に対する「××(JCLU注:「最初に死刑が妥当と考えた」旨の発言であると思われる)」との回答、2.死刑制度についての質問に対する「××(JCLU注:「死刑廃止論の人もいた」旨の発言であると思われる)」との回答は、守秘義務に抵触する可能性があるため配慮願いたい旨会見終了後に会見場において総務課長から記者に対して話したところ、翌日2社が当該総務課長の発言を含めて報道したため、同日当該2社と幹事社の記者に対して今後の裁判所の対応について話をした。(応対録あり)	2010年3月18日
名古屋①	一人の裁判員の回答を①判決の論評に当たる可能性が高い②評議の中での自己の意見表明に当たる可能性が高い、と指摘したところ、記者から、別の裁判員の「判決は妥当である」との発言は指摘していないこととの違いについて質問があった。「判決が妥当」というのは話の流れの中で自分の感想という形でされた発言であり守秘義務違反に当たらないと説明した。	
名古屋②	「求刑が××で判決も同様だが評議の中で下げようという議論はあったか」との質問は評議の内容に触れるので質問を変えるようその場で指摘した。幹事社が次の質問に移るよう促し、当該質問についてはその後触れられなかった。	2009年12月4日
名古屋③	1.検察・被害者参加人・弁護人の両刑の主張が割れたが混乱したかとの質問に対する「××」との回答が評議の中出自分の意見としていったという形で報道されると守秘義務違反になりうると指摘した。 2.被告人の謝罪や反省の言葉をどう感じたかとの質問に対する「××」という回答は証拠ヒョウカのような形で記事になると守秘義務違反になる虞があると指摘した。	2010年1月28日
那覇①	1.記者会見後に記者クラブ側から、記者クラブ主催の二次会見の開催が、裁判所の妨害行為によって制限されたとの抗議があった。 2.18日から19日にかけて、当該妨害行為によって十分な取材ができなかったとして、裁判所の対応に問題があるとする批判や問題提起をする報道がなされた。3.22日には、記者クラブ加盟の県内全7社から裁判所に対して抗議文が提出された。	2009年12月17日
広島①	記者クラブが地裁に対して事前に提出した質問事項のうち、①「被告人の意見陳述を聞いて、自分の中で量刑を考える際にどんな影響があったと思うか」②「×××××を裁くことにプレッシャーを感じたか」③被害者の長男の意見陳述をどう感じたか」との質問は守秘義務違反の回答を招く可能性があるため指摘したが、クラブ側が質問事項を維持するとしたため、違反回答があった場合に備え立会い職員1名の傍に幹事社記者1名を配することとした。 明確に守秘義務に反する回答はなかったが、一部の回答につき裁判所側で守秘義務違反該当性を協議する旨クラブに伝えたが、協議の結果違反しないと回答した。	
広島②	「××」という結論は、被告人に××してほしいという思いがあったと考えられるが、被告人の様子などについてどのように感じて判断したのか」という質問に対して裁判員が「答えてよい質問か」と発言したため総務課長が記者に対して質問の仕方を変えるよう提案したところ、「被告人の印象派どうだったか」と再質問され、「裁判長から報告があったとおりだ」と回答した。	2009年12月4日

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
広島③	「死刑が無期懲役の事件でプレッシャーを感じたか」との質問に「××(JCLU注:「死刑が出ないよう祈っていた」との発言であると思われる)」との回答があったので、会見後直ちに守秘義務違反の虞があるので検討するので留保したいと伝えた。裁判体と協議した結果、報道を差し控えるよう要請したが、記事になっていた。そこで幹事社3者の記者を総務課に呼んで合意事項の確認と広島地裁の問題意識を伝えたところ、幹事社よりクラブで検討する旨回答があった。	2010年7月8日
福島①	××と××以外の刑の長さについて考えたか、との質問に対して守秘義務違反の回答を導くと指摘、質問は撤回された。	2009年10月9日
松江①	「被告人質問が2日に亘り、1日目と2日目で被告人の供述内容が異なったが、嘘をついていると思ったか」との質問に対して裁判員複数名が回答したので、その場で地裁総務課長が司会者(幹事社NHK)にアイコンタクトを送ったところ司会者は会見後にクラブで協議する旨小声で申し出た。会見後に司会者が各社記者を集めて協議し、質問そのものがなかった(したがって裁判所の指摘もなかった)ことにすることとなった。	2009年10月29日
松山①	共同記者会見後、個別取材が裁判所内の新聞記者室で行われていたので中止させた。翌日地元紙に「裁判所が一旦認めた記者会見を職員が制止して中止となった」旨の記事が掲載されたので、総務課長から当該新聞社に対して事実と異なる旨申入れを行った。更に後日貴社レクにおいて個別取材は裁判所外で行うことを徹底するよう伝え、反論等はなかった。	
山口①	質問に疑義があったため質疑応答の全てが違反する可能性がある旨指摘し、報道を差し控えるよう要請した。記者から、山口地裁として具体的にどこを違反と判断するのか説明を求められたので上級庁と協議の上、2時間後に「疑義があったので指摘し、検討したが、山口地裁としてのコメントはしない」と説明した。グレーゾーンの質問・回答に適切に対応できるような方策が必要。	2009年9月9日
山口②	「被告人の服装や弁護人や検察官のパワーポイント使用は量刑に影響することはなかったか」との質問があったので、地裁総務課長が隣に待機していた幹事社記者に「明らかに守秘義務違反の答えを導く質問」として指摘したところ、当該幹事社記者が進行役の記者に伝達した。進行役の記者は裁判員が回答した後、「先ほど回答していただいたのは被告人の姿を見たその印象をお答えいただいたものという理解でよろしいですね。」と質問を訂正した。今回より、進行役幹事社記者を会見場前方に、別の幹事社記者を立会いの総務課長・刑事事跡初期官の横に配置し、問題になるような事例が生じた場合裁判所職員の見解を進行役に伝達する態勢をとった。	
山口③	前回同様幹事社を前方・後方に配置し、裁判所が問題となりうると考える事例が生じた場合、進行役に伝達できる態勢をとった。	
横浜地裁 小田原支部①	「量刑を決めるのに悩んだと思うが感想を」との質問に対する「××(JCLU注:「思いと意見が通じた」旨の発言であると思われる)」との回答、「弁護側の××が相当との意見はどう思ったか」との質問に対する「××」との回答は評議において表明した自らの意見と同視される虞があり、また、量刑の当否を延べたとも受け取れることから左陪席に相談の上、会見後に庶務課長から注意を促した。指摘内容を確認する記者はいたが指摘の当否に関する意見はなかった。	2009年10月8日
和歌山①	「判断が難しかったところは」との質問に対する裁判員の「××」との回答は意見に関わり守秘義務に違反すると指摘した。進行役記者が「記者も守秘義務については理解しているので回答を続け」るよう促したところ、当該裁判員は「時間がかかった」と発言した。会見後、記者クラブに対して再度当該部分は守秘義務違反と考える旨伝えたところ、報道はなかった。	2009年12月9日

	状況調査票記載事項概要	日付(推定)
和歌山②	「判決にあなたの意見はどのくらい反映されたか」との質問に対する回答が守秘義務違反となる可能性が高いと判断し、質問の仕方を変えるよう促した。	2009年9月16日